

## 4月から「障害年金加算改善法」が 施行されます

これまでは障害年金を受ける権利が発生した当時、受給権者によって生計を維持している配偶者やお子様がいる場合で、障害等級が1級または2級に該当する方に加算を行っておりましたが、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者やお子様がいる場合にも届け出によって加算を行うこととなります。

【障害基礎年金の子加算の運用の見直しと児童扶養手当との関係について】

このたびの法律改正により、障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されることで、併せて障害基礎年金の子加算の運用についても見直しが行われます。

児童扶養手当は、お子様が障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては、年金受給権者とお子様の間に生計維持関係がないものとして取り扱い、子加算の対象とならないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。

【児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができる場合とは】

両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害（国民年金または厚生年金保険法1級相当）の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更が可能となります。

【児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができない場合とは】

母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更ができません。

### 問い合わせ先

障害年金加算改善法について…南国年金事務所

☎088-864-1111

児童扶養手当について…住民課福祉班 笹岡

## 行政相談委員のご紹介

4月1日付で横山忠男さん（東楳ヶ内）が、当町の行政相談委員に再委嘱されました。

行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受け、住民の皆さんからの相談をお聞きする民間有識者の方です。

①国の仕事

②JR、NTT等の特殊法人の仕事

③県や市町村が国の補助を受けて行っている仕事などについて、その解決や実現のお手伝いをします。

自宅で相談を受け付けるほか、定期的に開設されている相談所でも受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先…横山忠男（行政相談委員）

☎973-0687

## 国保人間ドック受診の 補助がはじまります

人間ドックを自己負担で受診している大豊町国民健康保険被保険者の属する世帯主に、申請により大豊町人間ドック補助金を交付します。

【対象者】 大豊町国民健康保険被保険者

※国保税の滞納がない人

【受診期間】 4月1日～来年3月末まで

【補助額】 受診被保険者一人につき10,000円（1年度に一回）

【申請方法】 申請書に人間ドック受診結果報告書・領収書を添付し、世帯主名義の通帳・印鑑を持参してください。

問い合わせ先…住民課保険窓口班

## 税務班からのお知らせです

### 軽自動車税の納期は5月2日です

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課せられます。納付書が届きましたら、お早めに納めてください。なお、身体障害者の方で、車の買い換えや新しく購入された場合は『減免申請』が必要です。4月25日（月）までに手続きをしてください。

### 土地と家屋の価格などが縦覧できます

土地や家屋にかかる固定資産税の納税者は、その価格などを記した帳簿を縦覧することができます。

▼縦覧期間 4月1日（金）～5月31日（火）※土・日・祝日を除く

▼縦覧場所 本庁1階（住民課税務班）



### 個人住民税の公的年金からの特別徴収について

4月1日現在、老齢等年金給付を受けている65歳以上で、個人住民税を納税する義務のある方は、個人住民税が公的年金から特別徴収されます。

【特別徴収の対象となる方】

4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得にかかる個人住民税の納税義務のある方が対象となります。

【特別徴収の対象となる税額】

すべての公的年金等に係る所得額に応じた税額が特別徴収の対象となり、老齢基礎年金または老齢年金、退職年金から特別徴収されます。

なお、給与等その他の所得に係る税額は、年金から特別徴収されません。給与所得や事業所得などの金額から計算した個人住民税および特別徴収の対象とならない方の個人住民税については、これまでどおり給与からの特別徴収または納付書により納めていただくことになります。

【実施時期】

○前年度から特別徴収の対象となっている方

4月から8月の年金からは、2月に徴収された額と同額を徴収し、10月から2月の年金からは年税額の残り3分の1ずつを徴収します。

○新たに対象になった方

6月と8月に年税額の4分の1ずつを普通徴収により納付していただき、10月から2月の年金からそれぞれ年税額の残り6分の1ずつを徴収します。

問い合わせ先…住民課 税務班

## 増え続ける医療費を 減らしましょう

国民健康保険では、加入者の皆さんが病気などで医療機関にかかったときは、窓口で3割（年齢や所得によって1割～2割）を負担し、残りの7割～9割を国保で負担しています。

その国保負担が年々増加傾向にあります。

平成21年度の

1件当たりの診療費は約3万1千円

1人当たりの診療費は約35万6千円

…で、県内でも高い水準となっています。

そこで、医療費を減らすために

①重複受診はやめましょう

一つの病気で病院を転々したり、必要以上の薬を求めるのはやめましょう。医療費がムダになるだけでなく、体に悪い場合もあります。

②早期発見・早期治療！

体調の変化に気付いたら、早めに受診してください。

③自分自身で健康管理を！

毎日、規則正しい生活を心掛け、適度な食事・睡眠・運動を意識しましょう。

④特定健診・がん検診を受けましょう

特定健診は40歳から74歳の国保加入者が対象です。

がん検診は、種類によって対象年齢があります。が、町民の方が対象です。

自分の健康状態を知ることが、とても重要です。必ず受診しましょう。

※今年度の特定健診・がん検診の内容については、5月号広報誌でお知らせします。



農業者の皆様へ

## 農業者戸別所得補償制度の 交付申請が始まります

（4月～6月）

農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する制度です。

問い合わせ先…産業建設課産業班 北達

または、高知農政事務所

☎088-872-0514

## 太陽光発電の余剰電力買取制度

家や事業所等において太陽光で発電された電気のうち、使わなかった電気の買い取りを電力会社に義務付ける「太陽光発電の余剰電力買取制度」がスタートしています。買い取りに必要な費用は、「太陽光発電促進」という項目で電気料金の一部として、電気を使うすべての方にご負担をお願いしております。

標準家庭（1か月の電気使用量が約300kWhの場合）のご負担額は、月に3～21円程度となり、ご負担額は太陽光発電の普及のために使われます。

この制度により、住宅向け太陽光発電の導入は制度開始前に比べ約3倍に伸びており、価格低下も進んできています。

今後のさらなる太陽光発電の普及・拡大を、国民全体で支援するために、本制度へのご理解をお願いいたします。



問い合わせ先…経済産業省

資源エネルギー庁

再生可能エネルギー推進室

☎0570-057133